

高島市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

平成30年6月20日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 澤本 長俊

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名称 学校法人藤波学園 藤波こども園
代表者 理事長 馬場 恵美子
所在地 高島市安曇川町下小川120番地1
所管部局 子ども未来部子育て支援課

第2 監査期間

平成30年4月12日（木）から平成30年6月18日（月）まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、平成29年度において執行した補助金に係る出納その他事務

第4 監査の主な着眼点

（所管部局関係）

- ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は、明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

（団体関係）

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

第5 監査の方法

補助金に係る出納その他事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 団体の概要

(1) 目的（藤波こども園園則より）

義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(2) 組織（平成30年4月1日現在）

役員等21人（理事長1人、理事5人、監事2人、評議員13人）

職員36人（園長1人、副園長1人、保育教諭10人、嘱託保育教諭5人、非常勤講師9人、保育補助2人、調理員4人、事務員1人、用務員1人、バス運転手2人）

(3) 利用定員（平成30年4月1日現在）

95人（1号：35人 2号：42人 3号：18人）

※1号は幼稚園児、2号は3歳以上の保育園児、3号は3歳未満の保育園児

(4) 入園児数（平成30年4月1日現在）

90人（1号：34人 2号：39人 3号：17人）

第7 団体に対して支出した補助金

平成29年度において、市が団体に対して支出した補助金は次のとおりである。

(1) 補助金額等

（単位：円）

補助金名称(事業名)	補助対象額	補助金額
私立認可保育園運営補助金	10,783,192	9,157,026
一時預かり事業【幼稚園型】	1,665,865	1,457,640
低年齢児保育保育士等特別配置事業	3,403,200	3,000,000
障害児保育事業	2,930,800	2,800,000
延長保育事業	777,677	706,877
通園バス運行事業	1,784,149	997,229
保育園給食事業	188,044	167,280
保育園食物アレルギー対策事業	33,457	28,000
子育て親子つどいの広場事業補助金	4,164,835	3,785,000
私立認可保育園施設整備等補助金【通園バス更新事業】	5,462,794	5,000,000
私立幼稚園等補助金	6,115,253	2,809,661
幼稚園給食事業	1,397,592	1,104,000
特別支援教育支援事業	4,717,661	1,705,661
合 計	26,526,074	20,751,687

(2) 補助金支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市私立認可保育園運営補助金等交付要綱
- ・ 高島市子育て親子つどいの広場事業補助金交付要綱
- ・ 高島市私立認可保育園施設整備等補助金交付要綱
- ・ 高島市私立幼稚園等補助金交付要綱

第8 監査の実施日

平成30年5月29日（火）

第9 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他の事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正な事務処理に留意されたい。

○所管部局関係

(1) 通園バス運営事業に係る補助対象経費について

私立認可保育園運営補助金交付要綱では、通園バスを所有し、入園する児童の通園のため当該バスを運行する園に対して、通園バスの運営に必要な経費の一部を補助すると規定されている。

しかし、運行日誌等を確認したところ、通園バスが園外保育活動等にも使用されていることが確認された。

通園バスが、一定の範囲で有効活用されることは想定されることから、補助対象となる経費を明確にされたい。

(2) 補助事業に係る実績報告書の審査等について

実績報告書の内容を確認したところ、人件費の按分方法や出勤記録など書類で十分に確認できない部分が見られ、光熱水費等の共通経費の按分は補助金交付団体の判断によるものであった。

按分に関する明確な算出基準については、所管課が示す必要があることから、補助対象経費の算出基準を明確にするとともに、補助事業に係る実績報告書の審査を強化されたい。

(3) 補助事業に係る証拠書類等の確認について

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査が、施設型給付費

の支給に関する業務等が適正かつ円滑に行われることを主な目的として、市に対して実施が求められている。所管課においては、平成29年10月に滋賀県が実地指導に係るチェックリストを示したことを受け、平成30年度から計画的に実施することである。

この施設型給付費については、園運営の財政面の基幹となるものであり、市の補助金はその上積み的な経費の側面があるなど密接な関係があるといえる。

こうしたことから、実地指導時には、補助事業に係る証拠書類等の確認などを併せて実施されたい。

○団体関係

(1) 現金による支払い処理について

幼稚園給食事業および保育園食物アレルギー対策事業に係る経費の支払方法や証拠書類を確認したところ、追加購入や少額な経費の支払いにおいて、職員による立替払いが日常的に行われていた。

園の経理規程によると支払いは、銀行振込みか小口の現金支払いとされていることから、経理規程に基づく適正な支払い処理となるよう改められたい。

(2) 備品管理について

子育て親子つどいの広場事業で購入した備品の管理状況を確認したところ、固定資産管理台帳に補助事業で購入したことがわかる記載がなく、また、備品シールによる管理がされているものの、固定資産管理台帳と備品シールの管理番号に違いが見られ、関連性が確認できなかった。

補助事業で購入した備品については、固定資産管理台帳にそのことがわかるよう明記するとともに、備品シールの管理番号との関連を明確にするなど適切な管理をされたい。

(3) 補助対象経費の科目区分について

子育て親子つどいの広場事業の補助対象経費について、実績報告書および会計伝票を確認したところ、報償費として区分されるべき経費が、雑費として区分されていた。

補助対象経費となる科目は、補助金交付要綱で定められていることから、適切な科目で経理をされたい。

(4) 会計伝票について

補助事業に係る会計伝票を確認したところ、園の経理規程では、会計伝票は収入伺書と支出伺書の2種類とされているが、支払いについては支出伺書と振替伝票が使用されていた。

このため、補助事業に係る支払伺書が明確に確認できなかったことから、経理規程に基づく事務となるよう整合性を図るとともに、補助対象経費の支出が明確にわかる会計伝票を作成されたい。